



模擬国連 2021 年 6 月会議

Position and Policy Paper まとめ C 議場

<6 月 11 日 公開 修正版>

大会フロントより

PPP の作成ありがとうございました。まとめが完成しましたので共有いたします。万が一、掲載に誤りがある場合は、大会 HP の質問フォームからお問い合わせください。なお、編集に際しては、以下の点ご承知おきください。

- ① 文末に議場に対する挨拶や交渉に関するメッセージが記載されていたものもありましたが立場や政策のまとめという観点から、それらは削除させていただきました。（「～と協力したい」という一般的な表現は国際協力に関する政策・方針として受け取れますが、「～と話したい、議論したい、一緒に DR を作りたい」というような表現で当日の会議行動に触れたものは交渉に関するメッセージになりうるため削除しました。）
- ② 複数回提出して場合は、原則最新のものを反映させるように努めましたが、作業が煩雑であり、本来は資料をこちらが差し替える義務はないため、仮に最新のものがまとめに反映されていなくても掲載内容の訂正は受け付けたいしかねます。
- ③ アウトオブアジェンダに関係する記述や直接議題に関連性がないと判断した場合は削除しているものがあります。

また、残念ながら PPP の未提出、不受理が見受けられました。全部の PPP が事前に共有できなかったことで会議の公平性が担保されず、他の参加者に迷惑がかかることもあります。その点についても、皆さんが作る会議である以上、不都合や支障も含めて皆さん全体で許容していかなくはなりません。時間や会議行動において各自がしっかり責任を自覚し、果たしていただくようお願いいたします。PPP 不掲載となった大使は、初日冒頭の議長提案のモデが採択された場合は、必ず発言を希望し、その中で十分にご説明いただくようお願いいたします。

Bangladesh

1 バングラデシュの最終死刑執行年は2019年で、殺人、麻薬売買、国外へ児童を人身売買などの罪である。死刑方法には絞首、銃殺がある。実際の事例として、2014年に死刑判決を言い渡されていたイスラム政党「イスラム協会」のニザミ元党首（73）、2016年5月11日バングラデシュは12日、1971年の独立戦争時に集団虐殺などを主導したとして、同国最大のイスラム政党「イスラム協会」の幹部の一人、アブドゥル・カデル・モッラ死刑囚（65）などに対して刑が執行された。また2009年にバングラデシュの首都ダッカで兵士らが反乱を起こし、多数の軍幹部を含む74人が殺害された事件の集団裁判で、同国裁判所は5日、兵士152人に死刑、さらに数百人に終身刑や禁錮刑を言い渡した。2019年においても、国際法・国際基準に反する形で死刑が適用された。我が国バングラデシュでもそのいくつかの例があげられる。一つ目は被告人不在のまま死刑が宣告された。また二つ目は特別法廷で死刑判決が下された。三つ目として、国際法で死刑は「最も重大な犯罪」のみに制限するよう求めているが、それに反して、薬物犯罪で死刑が2件適用された。このようなものがある。生命権をはじめとする人権と死刑の関係については、憲法13条で「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と明記されており、生命権が保障されている。一方で、憲法31条で「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」というように法律の定める手続によれば生命を奪う刑罰も許されるとの反対解釈ができることから、法の解釈によって死刑を賛成とみるか反対とみるか考えられる。

2 バングラデシュとしては、死刑制度を取りやめたいと考えている。その理由は、「死」をもってして罪を償ったということにはならないと結論付いたからである。そして無期懲役で死ぬまで罪を償うことの方が犯罪を犯した者にとって最も適切な対応であると考えたため。死刑存続の根拠の一つとして、死刑には犯罪抑止の効果があるとされているのに対し、実際には「死刑の抑制効果を検証しようとする研究では、死刑が終身刑より大きな犯罪抑止力になるとの科学的証明はできなかった。このような立証は今後ともできそうにない。」とあることから我々としては死刑の一時停止を求める。よって我々のトップラインは死刑判決を受けた人々を無期懲役にし、上で述べたように死刑の一時停止を求める。

Belgium

死刑は生命権をはじめとする人権の侵害に値している。全ての人間は「恣意的に生命を奪われない」と規定されている生命権がある。この生命権は社会が与えるものではなくその人間が人間であることに由来する固有に権利であるとされ、人はどのような理由であろうと他人の命を奪うことはできない。そのため死刑は国が恣意的に生命権を侵害し奪っているものと捉えられる。なぜなら死刑を執行される死刑囚も同じ一人の人間で生命権があり、例え他人の生命を奪っていたとしてもそれによって生命権がなくなるわけではないため生命権の例外と判断し国が死刑を実行することは権利を侵害しているといえる。また、人間の命に対する尊厳は全地球よりも重いものである。つまり文化、歴史、などに基づいた国の考えである法や社会の考えによって奪うことはできないのである。しかし死刑は生命権よりも国の方針や社会の考えを尊重している。よって死刑は人権の侵害に値すると考えられるべきである。

上記を前提とした上で、死刑実施後の誤審・誤判は取り返しが付かないこと、死刑による犯罪抑止力が明確では無いことを考慮し、死刑制度を維持する国に対しての深刻な懸念を表明した上で

(1) 現在死刑判決を受けている受刑者の人権保護の為の詳細なデータを報告すること

- (2) 現在死刑判決を受けている受刑者への死刑執行を停止すること
- (3) 死刑廃止へ向けての国内での法改正へ向けた議論を行い、国会での活動をまとめ国連への定期報告を行うこと。
- (4) 現在死刑を停止している国は、死刑制度を復活させないことを含めた全世界での死刑の完全停止を求めたい。

Botswana

国連の生命権は、国の最高権力者といえども、国民一人一人の生命を国家権力により抹殺することはできない、ということを意味している。だから、死刑は国際法違反であるといえるが、廃止派の意見が絶対的に正しいという根拠はない、かといって存置をする絶対的に正しい根拠もない。例えば、廃止派のように個人の生命権を強調するか、存置はのように集団の生命権を強調するかは、国によって違う。自国は、死刑存置国だが、宗教や政治的な理由によって死刑を残しているのではなく、法律と憲法に基づいて死刑を残している国であり、国民投票を通じて死刑に関する意見を国民に投げかけているので、国民感情に基づいた民主主義のもとでの死刑である。

自国は、死刑を前提とした「死刑モラトリアム」実施を求める。そのため、国民の理解と賛成が必要である。

Chili

我が国は、我が国チリを含め、すべての国で死刑制度を廃止し、終身刑又は保安拘禁制度を導入することを求める。現在、チリでは死刑制度について死刑廃止条約の締結をしているが、軍法下の犯罪や、特異な状況における犯罪のような例外的な犯罪にのみ執行されている。この理由について 16 世紀から 18 世紀に起きたスペイン、ポルトガルがそれぞれの国を植民地にしていた事に関係していると考えられる。また、奴隷として労働させられた人は人種差別を受けてきた。そのため、近年まで人種差別による有罪無罪の決定や死刑の決定等が行われた。このような決定などを避けるために廃止された。しかし現在は軍法下の犯罪や、特異な状況における犯罪のような例外的な犯罪にのみ執行されるという死刑判決ラインが曖昧になっている。そして、今や国連の中で死刑廃止が戦争のない世界の次に次ぐ重要な課題として推進され約 3 分の 2 が死刑制度を廃止している。そこで、終身刑又は保安拘禁制度の導入を提案する。両方とも死刑に次いで最高刑であり、終生を刑務所の中で過ごすという刑である。両方の違いとしては、後者は EU 加盟国を中心に終身刑に基づいたものとして、仮釈放をつける目的で作られた刑である。24 時間監視カメラの下での限られた生活は不便で隔離するということは身体を拘束する残虐な刑であると主張する意見も理解できない訳ではない。一方で、弁護士、家族のみとの面会は許可されている場合が多く、またどの国においても終身刑採用時には仮釈放がなくとも、最終的には社会復帰の可能性を与えられている。つまり、終身刑受刑者の全てが、その生涯を刑務所で終えるものではなく、終身刑導入の諸外国ではむしろ大部分は何らかの措置により社会復帰が可能なのである。この制度は、生命権を保障した制度とも言える。生命権とは他から不法に生命を奪われない権利のことを指す。生命は私たちが生きていく上で最も重要なものであり生命がなくなってしまうと私たちの命はそこで終わりと言うことになる。それを踏まえて私たちが生命を生活の中で活用することができる権利である。死刑になると命が失われるのと同時にその人の生命間も必然的に奪われることになる。また、残された遺族等もマスコミなどに追われるなどプライバシー権の侵害などにも繋がるような事も発生する。更に、死刑になれば何かがきっかけで更生をしようと試みるかもしれない。しかし死刑になってしまうときっかけも与えられず終了する。これらより、我が国チリでは我が国を含め死刑制度を完全廃止にすることをボトムライン、終身刑又は保安拘禁の導入をトップラインとすることを提案する。

我が国は、我が国チリを含め全ての国で死刑制度を廃止し、終身刑又は保安拘禁制度を導入することを求める。現在、チリでは死刑制度について死刑廃止条約の締結をしているが、軍法下の犯罪や、特異な状況における犯罪のような例外的な（以下字数オーバーのため未掲載）

China

死刑は生命を剥奪するという刑罰であり、重大かつ深刻な人権侵害であるという世論がある。だが、被害者が死刑判決を下された被告から受ける様々な被害も重大かつ深刻な人権侵害ではないだろうか。もちろん誤判、冤罪の可能性があることから被告の生命権を含むすべてに人権は守られなければならない。そのため自国は生命権をはじめとする人権を尊重し、それまで地方法院や高級人民法院が死刑判決審査権を所持し軽犯罪にまで死刑判決を下していたのに対し、死刑判決審査権を全て最高人民法院に託すことで公平な審査が出来るようになった。

我々は善悪に関わらず自国の全ての国民の生命権を第一に考え、死刑モラトリアムでは最高刑を死刑とする犯罪を減らすという政策を提案する。大幅な死刑の制限は求めないこととする。

Denmark

デンマークは世界中の国々で死刑が行われず、死刑存置国が死刑を廃止することを求める。

・我が国の立場

我が国は、世界人権宣言第 3 条に基づき、死刑は基本的人権の侵害であると判断する。

自由権規約第 6 条では、全ての人間の生命に対する固有の権利を有するとし、この批准国に自由権規約第 2 選択議定書への批准を求める。

デンマークの参加する EU の基本権憲章では、「拷問および非人道的もしくは尊厳を冒すような扱いまたは刑罰」を禁止していて、また「誰もが死刑を宣告されたり執行されたりすることはない」と定められている。

また、国連人権委員会では、まだ死刑を廃止していない全ての国に対し死刑を完全撤廃するという見通しのもとに、死刑の停止を考慮するように求める。

・死刑を廃止することのメリット

- ① 国家による生命の剥奪での生命権の侵害を防げる
- ② 裁判所の誤審による死刑を防げる
- ③ 罪を犯した人に社会復帰、更正の機会を与えられる
- ④ 死刑を執行する人のうつ病を防げる

・死刑を廃止することで起こると考えられるデメリット

- ① 犯罪の抑止効果がなくなり、大量殺人などの犯罪が増える
- ② 犯罪者の再犯を防ぐことができない
- ③ 被害者の心の行き場がなくなる

・デメリットの対策として設ける政策

- ① 警察などの組織をさらに充実させる
- ② 重大な事件を犯した者に対しては、無期懲役の判決にする
または犯罪者の更正プログラムを強化する
- ③ 被害者の心のケアを行う施設を設置する

・どうやって死刑存置国が死刑廃止をするか

- ① 上記の対策のための資金援助を国際組織として行う（主にアジアやアフリカ諸国）

②徐々に死刑の回数を減らしていくことで、死刑の回数を 0 にする

③国内の世論を変えるために死刑の国内での実施状況や世界的な情報を発信する場所を作る（世界死刑廃止デーなど）

・現世界の潮流

2016 年 12 月 19 日の国連総会では、死刑廃止の決議で賛成が 117 カ国、反対が 40 カ国、棄権が 31 カ国であったことから分かる通り、世界では死刑廃止の動きが強くなっている。この動きとともに死刑廃止を主な死刑存置国であるアフリカやアジア諸国に向けて求めている。

以上より、デンマークは、死刑存置国が死刑を廃止し、世界中の国で死刑が行われなくなることを求める。

Egypt

①

人権と死刑は分離して考えるべきである。我が国家では国家はテロを防ぎ無くするため、テロと戦う必要がある。そして、戦いの中では、人権が制限されることもあり得るべきである。また、我が国で行う死刑は絞首刑のため、受刑者に無駄な苦しみを与えないので、拷問ではない。

②

① より、エジプトは法律に基づく死刑なら、執行して良いと考える。

Finland

フィンランドとしては、死刑は人権及び生命権の侵害にかかわると考える。フィンランドでは 1949 年に平時犯罪に対する死刑を廃止、1972 年に戦時犯罪に対する死刑を廃止した。現在は死刑廃止国であり、EU に加盟している。また、ヨーロッパ人権条約第六議定書や国際人権規約第二選択議定書に批准している。これらは平和時のみならず戦争時でさえも死刑を廃止することを規定している。私たちが死刑の全面廃止という選択をした根底には、キリスト教のような哲学があると考えられる。しかしフィンランドを含む北欧は宗教的ではないものの潜在的に人権や命を尊重する気持ちが強いのではないかと推測する。その背景には「死刑宣告を出す国家も囚人を裁く裁判官も神ではなく、法の下に平等である」という思想がある。このような思想からフィンランドは量刑において平等性や均衡性に重点を置いている。また死刑には不可逆性があり、冤罪に気が付けずに死刑の執行まで時が過ぎてしまった場合、一度閉ざされた人生はどうしてももう一度始めることはできないため、これは国家権力による人権侵害を通じた究極的な暴力だとされかねない。その他にも、死刑を執行するということや死刑制度自体が存置されていることは直接的な犯罪の軽減にはつながらないという見解が示されている。2002 年に行われた「死刑と殺人発生率の関係」に関する研究では「死刑が終身刑よりも大きな抑止力を持つことを科学的に裏付ける研究はない。そのような裏付けが近々得られる可能性はない。抑止力説を積極的に支持する証拠は見つかっていない」との結論が出されている。上記の結論から死刑には犯罪抑止力が無いといえる。以上の理由により、死刑制度はその存在自体が人権を脅かす可能性があり、人権及び生命権の侵害に関わると考える。

私たちは死刑モラトリアムを実行するべきだと考える。これは、私たちが 2007 年 12 月 18 日の国連総会にて、死刑モラトリアムを欧州連合のうちの一家国として提案したことからもわかっていただけるだろう。死刑制度の廃止は EU に加盟するにあたっての条件である。私たちは EU として 1998 年に人権政策の一環で全世界で死刑制度を廃止し死刑反対運動を強化することを決定し、その第一歩として死刑モラトリアムを導入することを求めている。

France

フランスでは 1981 年に死刑が廃止された。転機となったのは当時の大統領候補だったフランソワ・ミッテランが「死刑廃止案を提案したこと」だった。この時の大統領選挙は死刑問題についてフランス国民が決断を下す機会となったのである。当選後、ミッテラン大統領は公約通り司法大臣に国民議会に「死刑廃止に関する法律案」を提出させ、法案は可決された。死刑廃止法制定時、世論は死刑廃止よりも存置を望む声のほうが優勢であったが、そのような状況のなかでフランスが死刑廃止を実現できた背景の一つには「政治家の強い意志」があったからである。死刑廃止の理由としては、「人権宣言の精神」、「死刑には抑止力がないこと」、「死刑判決には誤判の可能性があり得る」などが挙げられている。そして死刑廃止後の現在、最高刑は無期刑とされている。このように、フランスは西欧諸国のなかではもっとも遅く、1981 年に死刑廃止が法律として成立した。私たちフランスは人々の人権・生命権を尊重するために死刑を完全に廃止すべきだと考える。理由の第一としては、死刑が誤判により取り返しのつかない人権侵害を引き起こしうるということだ。実際に誤判で命を落とすといった事例は世界各地で起きている。死刑が廃止されれば冤罪であった時の誤判の撤回につながり、生命の危機を回避することができる。また、犯罪者が一人の人間としてその資質や才能を社会に還元する機会を確保できるものと考え。

理由の第二としては、死刑とは深刻な人権侵害であるということだ。死刑制度はかけがえのない生命を奪う非人道的なものである。国民に対して生命の尊重を求めながら、政府が犯罪者という一つの生命を奪うことを認めるということは決して許されることではない。また、死刑をすることで犯罪をした者の将来の更生の道を完全に閉ざしてしまう。死刑が廃止されれば、犯罪者に罪の償いをさせることも可能である。凶悪な罪を犯した者でも更生の余地はある。

結論として死刑制度は世界で廃止されるべきであり、これにより人権・生命権を尊重することが必要である。近年、世界では人権に関する意思がますます向上し、人間の個性が尊重されている。そのようななか、これを全面否定する死刑制度は時代の流れに矛盾している。現在の国際社会は死刑が執行されていたかつての時代とは異なる段階にいたっている。そこで、歴史的にもっとも人権に関する意識が高く、時代にあわせて死刑廃止の英断を柔軟に下した私たちフランスが中心となって死刑の廃止を提唱する。そのための第一歩としてまずは死刑廃止条約、死刑廃止に関する条約により多くの国が加盟することを推進する。さらに、これとあわせて死刑に関する制度や知識を国際社会において広めてその議論の土台を構築することを目指したい。

Germany

ドイツでは死刑が禁止されている。

欧州人権条約第二条では、「すべての者の生命に対する権利は、法律によって保護される。何人も、故意にその生命を奪われない。ただし、法律で死刑を定める犯罪について有罪とされ裁判所による刑の宣告を執行する場合は、この限りでない。」「生命の剥奪は、それが次の目的のために絶対に必要な、力の行使の結果であるときは、本条に違反して行われたものとみなされない。」と、定められている。

ドイツ連邦共和国基本法では「人間の尊厳は不可侵である。それ(人間の尊厳)を尊重し保護することは、あらゆる国家権力の責務である。」としている。

ドイツ(EU)はすべての人の生命は、法律により保護されるものとし、また、何人も生命を剥奪されてはならない言明し、死刑は人権に対する重大な侵害であるとされている。また、死刑は人間の生命の価値を相対化するものである。謀殺に対して厳格な刑罰を科

すことによって人間の生命の価値を協調するという目的と矛盾している。

死刑執行が、拷問によって強要された自白を根拠とする、問題のある判決に基づき行われている例も多い。また、手続における最低限のルールすら守られていない事例は、恐るべき件数にのぼっている。徹底した刑事訴追を保障できない国々は、誤審があっても仕方ないものと考えている。加えて、新技術により多くの事例において冤罪があったことが判明している。この点からしても、死刑という不可逆的な刑罰に対する疑念がさらに深まる。無罪の者に対して死刑を科すことは生命権侵害にあたる。

これらを踏まえると、死刑を執行することは犯罪がいかに重いものであろうとも、死刑を非人道的かつ残酷な刑罰として否定するドイツ政府の立場に反するものである。

国民世論はその国の文化や価値観などを象徴するものであり、民主主義を支える重大な基盤であるので世論が反対する死刑廃止に踏み切ることはできない。死刑廃止国側は現在の廃止国が死刑を廃止するに至った過程で必ずしも世論の裏付けがあったわけではないこと、死刑が廃止されると世論も死刑廃止支持にまわるケースもあることから、政治は世論に迎合するのではなく政治側がリーダーシップをとって死刑廃止をするべきである。

ドイツを含め、ヨーロッパ諸国では死刑は人権の問題であるので他国にも死刑廃止を求めることができるが、死刑を刑事司法上の問題だと位置づけた上で死刑を廃止している国は死刑モラトリウムに賛同しつつも諸外国が自国において死刑の存廃を定めることにも賛同している。

ドイツは死刑はいかなる状況においても死刑は執行してはならないと考えているので、死刑存置国では一旦死刑を停止して未執行死刑囚をしっかりと更生させ、徐々に死刑廃止の近づけていく必要があると考える。

Iran

①現在、我が国では死刑を行っている。死刑は生命権侵害の例外だと考えている。私達の国では、シャリアに則って聖職者評議会によって公平に審査をして承認をしてから死刑を執行をしているため理不尽に死刑を執行するということは考えられない。憲法は、「個人の…の生命は、法律によって認可された場合を除いて、非侵襲的である」と規定しており、量刑と刑罰は裁判所の独占的な領域で、法律に従わなければならないと規定をされている。

また、我が国の国教はイスラム教のシーア派・ニイマーム派であり、人口の 99%が国教を信仰しており、そのうちの 89%がシーア派である。また、生命権などの個人の権利よりも昔から続いてきたイスラム教の教えを尊重すべきと考えている。刑法第 225 条で、石打ちがいつ行われるか、またはいつ行われるかを強制することなく、可能な刑罰として石打ちを挙げている。その他にも、絞首や斬首、射殺、同害報復刑（「目には目を、歯には歯を」という語で表されるような、同一の加害によって報復を行う刑罰）がある。また、同害刑などがある。同害報復刑によって死刑となることもあり、そのような事例も存在する。しかし、被害者が許した場合は賠償金を被害者に支払うか、慈善活動をしている団体に寄付をすることもある。死刑になる犯罪は、スパイ、殺人、武装強盗、誘拐、強姦、姦通または近親相姦、非イスラム教徒男性とイスラム女性間の性交、同性間性交、麻薬密輸、人々の間に恐怖または不安を広げるためまたは人々から自由または安全を奪うための武器の使用、または地上における腐敗の拡散、背教罪のような犯

罪の場合である。

近年、我が国は、死刑廃止が国際的な潮流であることの影響を受けていると考えられる。我が国の 2017 年の死刑執行数は少なくとも 507 件はあり、2020 年の死刑執行数は少なくとも 246 件と、一年間の死刑執行数が半分近くに減少していることがわかる。また、我が国の死刑制度に反対する勢力が出てきている。近年、我が国は、死刑廃止が国際的な潮流であることの影響を受けていると考えられる。イラン当局が諸外国からの批判をかわすのが目的で、未成年者の死刑を家族への事前連絡なしに執行した例は過去にもあった。

②死刑モラトリアムは求めない。なぜなら、シャリアによって定められているので、死刑を停止するなどのことはイスラム教の教えに反することだからだ。また、死刑の制限も求めない。なぜなら、自国のルールであるシャリアにより、自国で制限しているためだ。

Ireland

アイルランドでは、殺人発生率 2018 年 10 万人中 0.87 件で、ヨーロッパの中でも最も殺人発生率は低いと言われています。それは、カトリックの教え「天からの贈り物とされる人の命は人の手で終わらせるわけにはいかない」と考えられているからです。これにともなって、1954 年以降、死刑は 40 年間の死刑と差し替えられました。それまでは、死刑は特別な場合に行うと限られていました。そして、2002 年には死刑を廃止する法律がつくられ、人の命が強制的に奪われることがなくなりました。これにより、生命権をはじめとする人権は、宗教上の理由により、決して死刑は執行してはならないと考えられ、どんなに重い罪であっても人の命を尊重すべきものと考えられています。これを踏まえて、アイルランドでは人の命に影響が出ないような刑罰を与えています。生きる権利は、誰もが有する基本的な人権だと主張するアイルランドは、これからも死刑の制限を厳しくし、カトリックの教えを大事にするとしてとめています。もちろん、私たちの愛する家族などの命が奪われたら深い悲しみや犯人への怒りが湧き上がると思います。しかし、その怒りをおさえ人の命を尊重すべきことを忘れないでほしい。死刑は人の命を終わらせてしまうのです。そこは、国によって違いますが、死刑以外の正しい刑罰を考えてほしいと思います。

Japan

現在は世界の中で、68 国死刑を廃止していると聞いて、とても素晴らしいことだとおおえになりますよね。しかし、まだ 129 国は死刑を廃止していなく、日本はそのひとつです。1989 年 12 月、国連総会が市民的及び政治的権利に関する国際人権規約が採択され、1991 年 4 月に発効しました。日本は自由権規約を批准しているが、死刑廃止条約は批准していない状態が続いています。現在日本では、死刑は絞首刑の形で行うことが法律で定められています。1998 年に行われた第 4 回の審査では死刑廃止に向けた努力を行うように忠告されたが、まだ 111 人の死刑確定者がいます。日本は身体拘束期間が最長で 23 日であり、調書が作られる前に捜査官に誘導をされて自白する場合か自ら自白をすれば、死刑を逃れ、もっと軽い刑になるチャンスがあります。死刑判決は 3 人の裁判官の意見が一致しなくても、高等裁判所で無期懲役とされることもあります。第一審で死刑判決が出ても、それに対して控訴するかどうかは最後には被告人の意思に任せられています。再審は有罪判決が確定した後の裁判手続きです。無罪や有罪であっても、新しい証拠が見つかったら確定した刑より軽い刑または無罪になることがあります。しかし、捜査機関が証拠を隠してしまうと見つけ出すのが大変なので、新しい証拠を発見することは、とても難しく、珍しいことであります。捜査機関が軽い刑または無罪にすることができる証拠を隠すことは、その被告人の人権を尊重できていないことから不公平

です。実際に 2019 年の死刑確定者の 93 人のうちの 40 人以上が全部、または一部に誤りがあり、再審を求めているという状況下にあります。

誰かが他人を殺した場合、その殺人者は死ぬことを望みます。殺人者は痛くない死刑で殺されたいと思っています。よって、殺人者を一人の暗い空間に生涯ずっと監禁させることが一番自分のやったことを反省させられる方法だと思います。また、殺人者を死刑で殺すと、殺人者を愛する無罪な人たちも家族を悲しませることになります。部屋に監禁されている殺人者は家族などに見守られることができるが、殺人者は家族を見ることができません。死刑によって、殺人を犯したことの反省はされません。実際に、死刑は殺人が増える原因となることが証明されています。

Kenya

自国は死刑の全面廃止をしたいと考えます。現在、自国は国際人権規約、自由権規約、拷問等禁止条約に加入し、死刑廃止条約には署名していません。しかし、死刑は存置しているものの 10 年間以上執行しておらず、事実上の死刑廃止国となっています。そこで死刑の全面廃止に向けて、それらの条約に批准・加入することが重要になってくると考えます。死刑には様々な問題があります。まず一つ目に死刑に犯罪への抑止力があるかどうか、決定的な証拠がありません。そんな中、生命を奪う死刑という取り返しのつかない刑罰は用いるべきではないと考えます。他にも誤審により罪のない者に不可逆な死を強いてしまうことがあります。イギリスでは 1950 年に男性の死刑が執行されたのですが、その 3 年後に真犯人が見つかったことがきっかけで死刑を廃止しました。このように無罪の者に対して死刑を科すことは生命権侵害にあたります。そのようなリスクを冒してまで死刑を存置させる必要はありません。さらには、どんな罪を犯した者にも生命権をはじめとする人権は存在すべきです。生命権は「国民の生存を脅かす公の緊急事態時においてさえいかなる停止も認められない至高の権利」とであると述べられています。生命なしにはほかの権利は成り立たないという意味ですべての権利の基礎といわれている生命権は、他の権利とは一線を画す権利であると考えられています。どう工夫しても死刑が執行することは生命権が脅かされてしまうことであり、どんなことがあっても死刑を執行すべきではないと考えます。死刑の代わりとして仮釈放の可能性がない終身刑制度を導入すべきです。ただし、例外的に一定の時間の経過に加えて本人の更生が進んだときには、恩赦の適用とともに、主として裁判所の新たな判断による無期懲役への減刑などを可能とする制度を併せて採用すべきです。この制度はイギリス、フランス、ドイツ、オランダなどにはすでに導入されています。さらに終身刑・無期懲役には生命権が脅かされることはありません。そのため、今までなら死刑が下されるほどの重罪を犯した人には、無期懲役や終身刑などの生命権を侵害されない重い処罰を下すべきだと考えます。今、自国は国際人権規約、自由権規約、拷問等禁止条約に加入、死刑廃止条約には署名すらしていないため。それらに批准・加入し、死刑の全面廃止に向けた法手続きを速やかに開始すべきだと考えます。そうして、死刑廃止国の一員として、世界的な死刑廃止を実現したいと考えます。

Mongolia

1 たしかに死刑は【国家による殺人】とも呼ばれ残酷で非人道的である上、死刑制度がもたらす治安に関するメリットは証明されていない。さらに政府による政治利用や冤罪による執行があったのも事実である。そもそもの犯罪が起こる原因として社会福祉の不足を挙げることにもできる。死刑制度の議論の前に社会福祉の充実が必要であるともいえるため、国家人権委員会は死刑制度を廃止すべきという判断を何度も下してきた。しかし、それらが整備されるのに何年かかるのか。その間我々は被害者を増やし続けていい

のだろうか。事実、死刑制度廃止以降は性犯罪や殺人などの凶悪犯罪の数が増加の傾向にあるのだ。そこで我々としては、死刑制度の再導入を検討し、凶悪犯罪の減少を目指す取り組みを始めている。そこで我々は、制度復活の正当性を議論するため、国家人権保護委との評議会の開催などを通して、国民の理解を得ることをねらっている。また、その会議の過程は国民に公開しており、国民の意見も厳罰化の方向に傾き始めている。そもそも法律とは犯罪に見合って適切に処罰するためのものであって、加害者の人権と、性犯罪や児童虐待の被害にあった児童の人権を同等にみなしてはいはいはしない。私たちは加害者の人権保護に目を向けすぎではないか、性的暴力をうけた人や亡くなった人たちに対する人権の考慮はないのだろうか。やはり我々は児童虐待や性犯罪による被害を少しでも減らすために死刑制度を導入するのはやむをえないと考える。たしかに、ひとりの生命権も大切である。それが国家により不当に死刑という制度により奪われるようなことはあってはいけな。しかし、それは被害者にもいえることである。法律とは加害者を守るとともに被害者も守るものである。そしてモンゴルでは実際に児童・女性を中心に犯罪被害者は増えており、絶対に我々はこれを看過してはならない。こういった現状のなかでの最善の解決策はやはり、死刑制度の再導入であると考えている。

2 国によって治安状況や道徳の意識が違中、一律に死刑の廃止のルールを設けるのには反対する。例えば殺人事件だけでも、国によって人口あたりの発生率に大きな差がある。よって、死刑の完全撤廃を求めるのは行き過ぎであると考えているが、死刑囚の公表や執行予定日の公表、死刑制度の運用の透明化などの一部の死刑モラトリアムの要素に関しては、検討の余地があると考えている。こういった状況の中で我々が死刑の廃止のルールを取り決めるのは立場上難しいことではあるが、死刑制度の運用について死刑存置国の間で取り決めを決めたいとも考えている。

Netherlands

死刑の禁止は 1983 年に盛り込まれました。これは、死刑が国内的にも国際的にも非人道的であると認識されているためです。
死刑は禁止されるべきです。

New Zealand

ニュージーランドは死刑制度を廃止しています。なので世界全体が死刑制度廃止化の方向に進むことを望みます(トップライン)。生命権とは不法に生命を奪われない権利のこと。先ほど述べた通り、自国(ニュージーランド)では死刑制度を廃止しており、復活させたこともありましたが、今では死刑は非人道的として完全に廃止しています。死刑の廃止は、人間の尊厳と生命権(生きる権利)を奪い得ない権利とする価値観を共有し、寛容と共生の社会を形成・成熟させることに意味があり、世界の自由、正義及び平和の実現に目的があります。死刑制度を廃止しているため、最高刑は終身刑とされています(殺人罪やテロ行為罪などについての事例が 1 件あり)。死刑は生命権を侵害するものであり、すべての国民が個人として尊重されないことから、このような政策をとっています。しかし国民の中には死刑が犯罪を犯す人々を阻止する究極的な厳しい罰であると考えてる人もいます。これらを踏まえて世界全体で死刑制度を廃止し、死刑に変わる重い罰についても考えていきたいです。

Philippines

フィリピンは、生命権を尊重した上で死刑を支持する。
なぜなら、薬物などの凶悪犯罪の抑止に最も効果があり、そして再犯の確率もゼロになるため。
そして、相応の罰を与え社会の安全を保持するため。

また、被害者の気持ちを尊重するためだ。
フィリピンでは 1987 年に一度アキノ大統領により死刑廃止が決定していた。
主な廃止の理由は、
①死刑囚だけでなく、その家族の精神まで傷つける。
②死刑が重大犯罪に対して有効な抑止効果を有する事を示す確かな証拠が無い。
③生命は神の贈り物であり、人の手に委ねられてはならない。
④現代の死刑制度は応報刑よりも教育刑の支持者が多い。
⑤死刑は取り返しのつかない極刑であり、誤判の恐れがある。
などだ。
その後、
1987 年中頃 「やむを得ない場合」のみ死刑発動を条件としてラモス将軍が死刑を復活させた。
しかし、死刑復活のために利用された犯罪統計が不正確であったり、警察が日常的に犯罪捜査において証拠を捏造しているなどの理由で 2006 年 6 月 24 日に死刑の廃止が可決され、グロリア・アロヨ大統領によって署名され正式に死刑制度が廃止された。
が、フィリピン国民への世論調査によるとそのうちの約 67% が死刑の復活を支持している。
(2017 年 4 月死刑案が上院で否決された)
もちろん、凶悪犯罪が行われるという事実自体が死刑を認めるものではないし生命権を始めとする人権が第一であることは第一に考えられるべきである。
だが、社会の福祉及び安全と結びついたやむを得ない理由のみ死刑にすることで、最も効果的に薬物などの凶悪犯罪への抑止効果を高められるのではないだろうか考える。
生命権を大事にした上での抑止力としての死刑を復活するべきである。
一部の裁判官のみの独断ではなく国民の世論などを取り入れることで死刑の乱用を制限できるだろう。
犯罪が減少してから死刑を緩やかに廃止していけば良いのではないかと考える。

Poland

ポーランドは EU に加盟しており、1997 年に死刑制度を廃止して以来死刑を執行していない。EU に加盟する条件に、死刑制度廃止が含まれているため死刑制度廃止に至った。今では、国民の大多数が死刑制度廃止に賛成している。死刑を執行することは非人道的な行いであり、また生命権をはじめとする人権を侵す行為だから人権の例外として捉えるべきではない。よってポーランドは死刑を原則として廃止すべきと考えている。死刑という判決が下された裁判において、それが誤審であった時、もし冤罪となった人が死刑を執行されていたら、それは罪のない人の命が失われたということであり、殺人に値することではないか。私たちは世界のすべての国で死刑制度が廃止させたいと考えているが、それは宗教的な面やテロの問題もあるため困難であると考えている。そこで、2つの条件を設置し死刑執行を許容したいと思う。1つ目、年齢・性別・国籍・人種といった死刑囚の個人情報と1年間で死刑執行された人数の公開を求める。これにより差別をされていることへの疑問視が少なくなると考えている。また死刑執行をした当事国では死刑制度は違法でないことだから、前述した情報を潔く公開してほしい。それらの情報を公開しなかった国があった場合、その国は死刑執行に関してやましい行為があるのではと疑念が生じる。2つ目、死刑を執行する対象の罪を最も重大な犯罪である殺人のみとし死刑囚の数の減少を求める。死刑という刑罰は人の命を奪う刑罰であるため慎重に行うべきだ。だから、死刑の刑罰になる対象の犯罪を少なくするべきである。これらが私たちの設ける条件だ。その他にも公開死刑は極めて非人道的な行為だから、大衆の前での公開死刑は行うべきでないこと。また犯行を行った人が事件発生時に18歳未満もしくは妊婦だった場合、どんな犯罪でも死刑は実行しない(ポーランドの正統教の

カトリックでは、人工妊娠中絶は殺人行為であるという考え方がありほぼ全ての人工妊娠中絶を禁止している。だから、妊婦を死刑にすることは賛成できない。もしも死刑が妊婦だった場合、産後 1 ヶ月を過ぎるまでは死刑執行をしない。)さらに恣意的な方法での死刑禁止を提案したい。最後に政策を 2 つ述べる。1 つ目はそもそも死刑の対象となる罪を犯す人を生み出さないように、教育や社会の制度を作るべきである。具体的には、世界中のすべての人が同質の教育を受けられるようにする。貧しい人が生まれないように、失業者がいないように雇用を作り出す。などである。2 つ目はテロ対策を世界的に講じることである。国内でテロが起きることが原因で死刑制度を廃止できていない国もあるからだ。具体的にはテロ組織が武器を手に入れないようにしたり、国内で武器が流通させたりしないことである。

Republic of Korea

・論点 1

韓国では 1997 年以降死刑が執行されていない事実上の死刑廃止国である。だから、死刑を廃止してる国と停止している国、していない国それぞれの意見を理解している国だと言える。

1987 年に民主化する以前は独裁者による、政治思想・社会思想、南北分裂による反共主義の人々への死刑執行が多かったが、民主化によって、政治家の中にも廃止論者が増えた。

一方、死刑制度に代わる刑罰に対する社会的合意が形成されておらず、凶悪犯罪が発生するたびに死刑制度維持を求める声が上がっている。

近年、死刑モラトリアムへの風潮が強まっているが、国内でも完全に死刑に対する意識の合意がとれているわけではなく、国内では死刑執行はされていないものの、依然として死刑判決はなされている。

韓国の憲法では、生命権の保障や拷問の禁止は定められているが、死刑がそれに当たるかは明記されていない。

・論点 2

現状として、韓国では現在 61 人の死刑判決を受けた囚人が服役している。罪状は殺人罪（尊属殺人・強盗殺人）、放火などであり、国家反逆罪の最高刑も死刑となっている。また韓国の憲法には法律による手続きによらなければ処罰されないとされている。囚人は裁判により判決を受けており、恣意的死刑の防止はなされているといえる。

未成年や妊婦、身体障がい者への死刑は見直すべきだと考える。韓国でも犯罪を犯したときに未成年だった場合死刑が執行されず最高懲役 15 年が課され、身体障がい者や妊婦には死刑の猶予を設けている。

また、これを実施するのに当たって透明性のある情報の開示は重要であるとも考える。以上のような考えを持ちつつ、韓国は引き続き死刑モラトリアムに対して慎重な姿勢で望んでいくつもりである。また、戦後民主化したことで死刑が停止された、事実上の死刑廃止国として、死刑廃止国、停止国、存置国それぞれの立場と意見による議論全体を眺めつつそれぞれの橋渡しをしていきたいと考えている。

Russian Federation

ロシアでは 1996 年 2 月 28 日に、ヨーロッパの統合に取り組む国際機関である、欧州評議会に参加を果たした。これに関連して人権と基本的人権の自由の保護のための欧州条約に署名し批准することを約束。欧州評議会に参加するためには「死刑を執行しない」という条件が必要だった。そこで理事会はロシアにとって死刑制度廃止は難しいと思いモラトリアムを一時的に受け入れることを実証。そこで、理事会はロシアにモラトリアムを実施し 3 年以内に死刑を廃止するよう要求。1996 年 5 月 16 日、ボリス・エリツィン大統領により「ロシアの欧州評議会への加盟に関連して、死刑の使用を段階的に削減

すること」という事実上モラトリアムを確立した。そのため、数人は処刑されたが 1996 年以降は誰も処刑されておらず、1997 年 4 月以降、死刑執行停止措置がとられている。さらに、2007 年には、欧州人権条約に批准するまで、死刑執行を禁じる移行を出したため、事実上の死刑廃止となっている。しかし、死刑の使用が禁止されてるとはいえ依然にしても規定は刑法に残されている。ここからは、ロシアの死刑が本質的に廃止出来ない理由について述べていく。欧州評議会は、天安門事件をきっかけに、中華人民共和国への武器の輸出を禁止しており、また、経済成長による政体や人権問題において、欧州評議会と中華人民共和国は 2 つの正反対の方向性を持っているといえる。それに対し、ロシアは同じ社会主義国である中華人民共和国と対米連携をとっており、2 国間の仲は友好であるといえる。それをふまえて、ロシアが本質的に死刑を廃止すると、中国と対立している欧州評議会側にまわることになり、また、自国の大量に死刑を執行していた時代をも批判することになる。国際的にみても、死刑は、恐怖、復讐、憎悪など人間の深い部分にある本能を刺激し、社会に矛盾した考えを生み出す。しかし、殺人発生率をみると、死刑廃止が治安の悪化に直結しているとはいえない。また、死刑は不法に生命を奪われない権利、すなわち生命権を侵害する行為であり、国家が市民の命を奪う行為とも捉えられる。私たちは、死刑の本質的な廃止を目指す、前述したようにすぐに実行することはできない。よって、私たちは現在のモラトリアムを継続し、年月をかけてでも本質的な死刑廃止を目指していく。

Saudi Arabia

サウジアラビアでは公開処刑を含め、死刑が現在においても続けられている。同国では殺人、国王に対する冒瀆、イスラムに対する冒瀆などの多くの犯罪に対して死刑判決が下されている。しかし、2019 年は 184 件であったが、2020 年には薬物関連の犯罪での死刑執行が一時停止されたため、27 件と 85%減少した。また、同国はテロ対策を行っているため、テロの取り締まりとして死刑を執行している例もある。だが、シーア派への弾圧と他国の団体に見られることも少なくない。サウジアラビアは現在において最も厳しい死刑制度を維持している国である。しかし、人権の侵害として、拷問等による自白を証拠とするなどの恣意的な死刑は禁止を求め、このような死刑判決は生命権に反しているとする。サウジアラビアは、死刑対象者の制限をつけた上で、死刑モラトリアムは求めない。その制限として三つ設ける。一つ目は、死刑執行の前に改めて死刑を執行するほどの重罪を犯したか、裁判を担当した者とは別の者による再調査を義務付け、明確な証拠が得られなかった場合は死刑を執行しないこと。二つ目は、2020 年 4 月に計画として発表された、テロ取締法違反を除き、犯行時 18 歳未満の者に対して死刑の適用をせずに最高 10 年の刑とすること。三つ目は、イスラムにおける法律から、殺人犯は遺族に許しを得た場合、死刑を執行せず、代わりに賠償金を遺族に払い、判決を無期懲役とすること。この三つの制限をつけたうえで死刑制度は続けていきたいと思う。そのためには冤罪を起こさないことも重要であるから、より慎重に裁判ができるように裁判官等への指導も強化していこうと思う。そこで各国には裁判官の学校の設立を提案したい。そのための資金が足りない場合は他国から資金援助が受けられるように協定などを結ぶことも重ねて提案したい。

Singapore

シンガポールは現在においても殺人、麻薬関連、武器の使用などの重大犯罪から国を守るうえで死刑を行なっています。なぜなら、死刑は重大犯罪から国を守る上で重要な抑止力を持つからです。さらに、わが国は世界の経済の中心にあるうえ、薬物の生産が多くされているゴールデントライアングルに近いことからより国内治安を強化する必要があります。このした危険から安全を得るために厳しい規制を行なっています。その利点として、世

界で最も犯罪が少ないという成果も出ています。

ASEAN 人権宣言の人権の普遍性および地域の特殊性においては、人権は政治的、経済的、法的、社会的、文化的、歴史的、及び宗教的背景を考慮しつつ、地域及び国家の文脈において検討されなければならない。と記されていることから、自分たちのルールでいいということになります。ですから、私たちは人権よりも国の安全を第一にしています。また、死刑は生命権をなくすこととなりますが、重大な犯罪を犯した者には国の安全を害するため、その権利がなくても良いと考えています。

以上のことから、私たちシンガポールは死刑を廃止することに反対します。しかし、国連では死刑の廃止を求める声が年々増えております。だから、私たちは死刑を執行するに値する人をできる限り減らすことに努めます。

また、死刑には至らず鞭打ちの刑を主に行なっていこうと思います。

繰り返しになりますが、死刑は生命権を失うということになりますが、それ以上に国の安全を守ることができるという利点もあります。だから、死刑は継続していくべきです。

Tunisia

チュニジアでは 2012 年以来死刑モラトリアムに関する国連総会決議に賛成票を投じており、実際に 2008 年、テロ事件で死刑を言い渡された被告人の 1 人が終身刑へと減刑された。しかし、2020 年 9 月 28 日にカイス・サイード大統領は国家安全保障理事会で「殺人は死刑に値する」と述べ死刑の執行を再開する意思を表明した。チュニジアの憲法では「生存権は神聖であり、侵害できない」ということになっているが、「法によって規定された例外的な場合を除いては侵害できない」ともある。

殺人事件などの「最も重要な犯罪」というのは、法で禁止されており、この法を犯した者の生存権を侵害することは禁止されていないと考えられる。そのため、死刑を執行する対象となる犯罪を法に明記すれば生命権の侵害とはならない。

死刑を執行する対象は、国連では「最も重要な犯罪」とされているが、このような抽象的な定義ではなく、はっきりと具体的な定義が必要である。例えば、死刑の対象からまず、子供、精神障がい者、妊婦・幼児の母親、高齢者を除く。そして、それぞれについて子供は何歳まで、精神障がい者に当たる人の具体的な病名など明確な規定を国連全体で定め決定する。そのうえで、外国人、移民労働者、貧困層、女性、性的マイノリティーなどに対する差別を行わないことを国連で決定し、かつ各国の法律に明記する。そして最後に「最も重要な犯罪」とは何に当たるのか、どの程度の犯罪において死刑を実行するのかを決定する。このような、国連加盟国全体で同じ死刑制度を導入する。

さらに国連全体で同じ死刑制度を導入した場合には、さらに国連でこの規約に反した場合の罰則についても決定する必要がある。それによって国連加盟国同士で互いに監視をし合い、各国が個人的な思惑や差別によって不当な死刑を執行してしまうことを防ぐ。

したがって、国連加盟国で議論を行い、死刑執行対象者の具体的な定義、その定義に反した場合の罰則を定めることを求める。

United Kingdom

本国は、死刑を完全に廃止している状況だ。死刑の使用は人間の尊厳を損なうものだと考えており、あらゆる死刑執行に反対し、世界の死刑制度廃止に努めている。

本国は、死刑制度がある限り、罪のない人々の命が奪われてしまうと考える。死刑に犯罪の抑制力があるという根拠もない。これらは我々の経験に基づいた考えだ。そして、死刑を執行することにより社会問題を解決する手段として殺人が容認され、暴力が暴力を生むことになる。よって、死刑は人間の尊厳を損なうものと言える。また、EU を離脱した今も、本国の死刑制度についての考え方は変わっていない。本国および EU は、犯罪者に、自らの過ちを理解させ、自責に念を持たせる。さらにその人物を更生、最終

的には社会復帰させることを目的に刑罰を科している。しかし死刑が適用されると、この目的が果たされない。その点でも、本国は死刑適用に反対だ。

そこで、本国が死刑廃止に向けて必要と考えるモラトリウムは、死刑制度がある国での基準を EU ガイドライン、国連のセーフガードを満たすようにすることだ。具体的な政策としては、1、犯行当時 18 歳未満の者、妊娠した女性、精神障害者に死刑を科さない。2、死刑を宣告された者がより管轄権の高い裁判所に上訴する権利、恩赦、減刑を受ける権利を認める。3、性別、人種、信仰宗教、障害、性的指向を含むいかなる理由において差別的な使用をしない。4、経済犯罪、麻薬関連の犯罪、宗教犯罪、良心の表現などの犯罪に対して、死刑の適用を廃止又は停止する。5、死刑判決を受けた人数、死刑が執行された人の国籍、性別、宗教などの情報、死刑が取り消された人数、恩赦、減刑を受けた事例の数などを公開し、裁判の透明性を高める。これらを実現することで死刑執行の数を削減、死刑制度を停止する国を増やし、死刑の完全撤廃に繋げていきたい。

United States of America

アメリカは死刑は生命権の侵害だと考えている。現在アメリカでは死刑モラトリウムを執っている州は増えている。無罪の人が制度的欠陥によって処罰されないよう、また生命権の尊重の意として、アメリカの意見としては「冤罪ゼロまで死刑制度停止」のモラトリウムを考えている。しかし現時点ではアメリカ内の冤罪率が上昇しているため、これから冤罪が完全になるまでの死刑制度停止のモラトリウムの執行を続ける。モラトリウムを実行すればたとえ容疑者であったとしても一人の「生きている人間」としての生命権も守られている。加えて冤罪によって死刑囚になる可能性のあった人間の生命権も守られる。よって、全て人間の生命権が守られる。また、精神疾患および知的障害を持つもの、未成年者への死刑の制限についても行っている。